

ID: 30

担当部署: 教育委員会 学校教育課

処分の概要	保育料の還付承認		
例規名 根拠条項	聖籠町立幼稚園条例 第3条ただし書		
例規番号	昭和43年 条例第6号		
<p>【根拠条文】</p> <p>第三条 既に納めた保育料は還付しない。ただし、第四条の規定により保育料を免除された場合は、この限りでない。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日